

有権者の皆さん、貴重な一票を大切にしましょう

8月9日(日)は埼玉県知事選挙の投票日です

投票時間は、午前7時から午後8時まで

投票できる方

今回の選挙で投票できる方は、次の要件を備えている方です。

- ・日本国籍を有する方
- ・平成7年8月10日以前に生まれた方
- ・選挙人名簿に登録されている方
- ・平成27年4月22日以前から本市に住所を有している方

※平成27年4月23日以降に埼玉県内の他の市町村に転出した方(1回のみ)で、本市の選挙人名簿に登録されている方は、「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」または「住民票の写し」があれば本市で投票できます。

投票所「入場券」を郵送します

投票所「入場券」は、告示日に合わせて各家庭に郵便でお届けします。入場券は、投票所の混雑緩和のために発行するもので

す。届いた入場券は開封して切り離し、それぞれ本人の分をお持ちください。万一、入場券が届かなかったり、紛失したりしても、選挙権のある方は投票することができません(入場券が届いていても、転出などにより投票できない場合があります)。

※入場券を紛失してしまった方は、投票日当日に投票所の係員に申し出てください。

※入場券に点字シールを貼って発送することができませんので、希望する方は早めに選挙管理委員会までご連絡ください。

投票所

投票は、投票所入場券に印刷してある投票所で行ってください。なお、7月13日以降に市内で住所を変更した場合、前の住所における投票所での投票となりますのでご注意ください。

※転居したときは、入場券が届かない場合があります。転居するときには郵便局に

届け出を行ってください。

ご利用ください期日前投票

投票日に次のような理由がある方は、期日前投票所(市役所敷地内)で投票ができます。ご利用の際は、投票所入場券をご持参ください。入場券が届いていない場合は、身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)をお持ちください。

- ・仕事や親族の冠婚葬祭などの予定がある方
 - ・レジャーなどのため、自分が住んでいる投票区の区域外に旅行、滞在する方
 - ・病気、出産、身体の障害などのため、歩行が困難な方
 - ・市外の住所に居住している方(県外の場合、投票できません)
- ※投票の際には、投票所に用意されているカード(宣誓書兼請求書)にその場で記入し、提出していただく必要があります。なお、事前に記入したい方は

点字投票

目の不自由な方は、点字で投票することができます。この場合、点字で投票を行う旨を投票管理者に申し出てください。

代理投票

身体の障害などで、自分で投票用紙に記入できない方のために代理投票の制度があります。投票管理者に申し出ることで、自分の投票したい候補者の氏名を投票所の係員が代理で記入し、投函します。期日前投票でも代理投票をすることができます。

ご覧ください選挙公報

選挙公報は、投票日の前日までに新聞折り込みで各家庭にお届けします。また、新聞を購読していない場合は、市役所、各公民館などに選挙公報を備えておきますので、ご利用ください。

※郵送による配布を希望する方は、選挙管理委員会へご連絡ください。

不在者投票

指定を受けた病院や老人福祉施設に入院・入所中の方、出張などで市外に滞在して投票できない方のために、施設、市外の選挙管理委員会投票を行う不在

者投票の制度があります。詳しくは、施設または選挙管理委員会へ問い合わせください。

こんな投票は無効です

- ・せっかく投票しても、次のようなものは無効となりますので、ご注意ください。
- ・所定の用紙を用いない投票
- ・候補者でない者の氏名を書いた投票
- ・2人以上の候補者の氏名を書いた投票
- ・候補者の氏名その他に余計なことを書いた投票
- ・自分で書かない投票
- ・誰の氏名を書いたか分からない投票
- ・白紙の投票
- ・単に雑事、記号、符号を書いた投票

選挙の開票

▼日時 8月9日(即日開票)午後8時50分から
▼場所 行田グリーンアリーナ

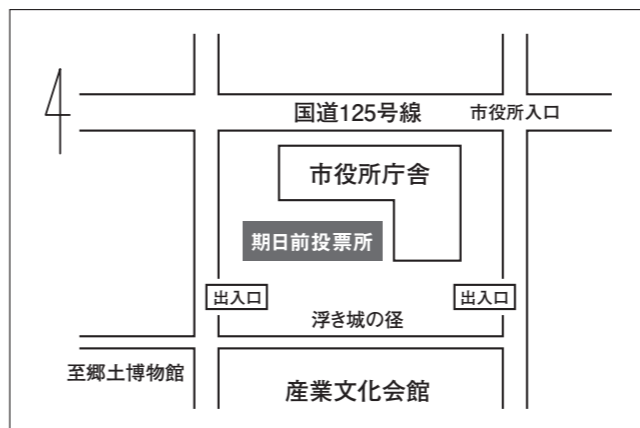
投・開票速報

投・開票状況については、選挙期日にテレビホンサービスを行います。
▼電話番号 ☎0180-994-855
(通話料がかかります)
※なお、市ホームページにも掲載します。

▼問い合わせ 選挙管理委員会(内線219)

投票区・投票所一覧

投票区	投票所名
第1投票区	商工センター
第2投票区	中央小学校
第3投票区	持田公民館
第4投票区	西小学校
第5投票区	太井公民館
第6投票区	泉小学校
第7投票区	忍・行田公民館
第8投票区	佐間公民館
第9投票区	婦人ホーム
第10投票区	東小学校
第11投票区	長野公民館
第12投票区	桜ヶ丘公民館
第13投票区	星河公民館
第14投票区	谷郷小橋団地集会所
第15投票区	北小学校
第16投票区	星宮公民館
第17投票区	北河原公民館
第18投票区	下中条農村センター
第19投票区	須加公民館
第20投票区	荒木公民館
第21投票区	藤原町中央会館
第22投票区	太田公民館
第23投票区	地域文化センター
第24投票区	富士山農村センター
第25投票区	埼玉公民館
第26投票区	野文化センター
第27投票区	下忍公民館
第28投票区	南河原公民館
第29投票区	犬塚集会所



期日前投票所

市ホームページから宣誓書兼請求書を印刷し、自筆で記入したものをお持ちください。
▼投票期間および投票時間
7月24日(金)～8月8日(土)の午前8時30分～午後8時